

# 令和4年4月施行がせまる 個人情報保護法改正の実務対応ポイント

資料作成：弁護士法人三宅法律事務所 鈴木 雅人

## 目次

■ 1. 令和4年4月に施行される改正個人情報保護法 .....	1
■ 2. 主な改正事項への対応 .....	2
《実務チェックポイント1》不適正な方法による利用の禁止への対応 .....	2
《実務チェックポイント2》漏えい等の発生時の対応 .....	2
《実務チェックポイント3》保有個人データに関する公表事項および本人からの開示等請求事項の拡充 .....	3
《実務チェックポイント4》「仮名加工情報」の創設 .....	4
《実務チェックポイント5》オプトアウトの通知・公表・届出事項 .....	5

# 令和4年4月施行せまる 個人情報保護法改正の実務対応ポイント

## ■ 1. 令和4年4月に施行される改正個人情報保護法

ここ1～2年の間に個人情報保護法の改正が急ピッチで進められています。

具体的には、まず令和2年3月10日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が第201回通常国会に提出され、令和2年6月5日の国会において可決、成立し、令和2年6月12日に公布されました（図表）。

図表 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）	
改正法の内容	
<b>1. 個人の権利の在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>利用停止・消去等の個人の請求権</b>について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、<b>個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和</b>する。</li><li>● <b>保有個人データの開示方法</b>（※）について、<b>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする</b>。 （※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。</li><li>● 個人データの授受に関する<b>第三者提供記録</b>について、<b>本人が開示請求できるようにする</b>。</li><li>● 6ヶ月以内に消去する<b>短期保存データ</b>について、保有個人データに含めることとし、<b>開示、利用停止等の対象とする</b>。</li><li>● オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、<b>①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする</b>。 （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。</li></ul>	<b>4. データ利活用に関する施策の在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和</b>する。</li><li>● 提供元では個人データに該当しないものの、<b>提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付け</b>る。</li></ul>
<b>2. 事業者の守るべき責務の在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、<b>委員会への報告及び本人への通知を義務化</b>する。 （※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。</li><li>● <b>違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化</b>する。</li></ul>	<b>5. ペナルティの在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる</b>。 （※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金</li><li>● データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、<b>法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）</b>。 （※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金</li></ul>
<b>3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、<b>企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする</b>。 （※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。</li></ul>	<b>6. 法の域外適用・越境移転の在り方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする</b>。</li><li>● <b>外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める</b>。</li></ul>

（個人情報保護委員会HP掲載の図より一部抜粋）

その後、令和3年2月9日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第204回通常国会に提出され、令和3年5月12日の国会において可決、成立し、同年5月19日に公布されました。

これらの改正法はいずれも一部を除き、令和4年4月1日施行が予定されているところです。

本稿では、個人情報取扱事業者（以下、単に「事業者」という）が対応すべき事項については主に令和2年改正のほうで対応がなされていますので、以下では

この令和2年改正の内容を軸に事業者が施行前に見直すべき対応ポイントについて述べていきます。ただ、法令の条数に関しては同日付の令和3年改正の一部施行を踏まえた最終の条数で示すこととしますので、この点につきご留意ください（以下、個人情報保護法は「法」、個人情報保護法施行規則は「規則」と表記する）。

## ■ 2. 主な改正事項への対応

以下では、主な改正事項の対応についてチェックポイント式で述べていきます。

### 《実務チェックポイント1》不適正な方法による利用の禁止への対応

まず、今回の改正では、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」との規定が置かれ、いわゆる不適正な方法による利用の禁止が明文化されました（法19条）。

ここにいう「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」とは、ガイドラインによれば、以下のようなケースを指します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合</li><li>② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合</li><li>③ 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、または誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合</li><li>④ 個人情報を提供した場合、提供先において法27条1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合</li></ol> |
|--|

事業者内の個人情報取扱規程などで不適正な方法による利用の禁止について定めが置かれていないのであれば新設し、規定がある場合でもその具体化を検討するとともに、従業員への教育に際しては、この点の周知徹底を図る必要があるものと思われま

### 《実務チェックポイント2》漏えい等の発生時の対応

次に、今回の改正により、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」（法26条

1項)との規定が置かれるとともに、「前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。」(法26条2項)との規定が置かれています。

ここで、「漏えい」とは個人データが外部に流出すること、「滅失」とは個人データの内容が失われること、「毀損」とは個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいいます。

そして、「個人情報保護委員会規則に定めるもの」とは、以下のものをいいます(規則7条)。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態(例:患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリの紛失、従業員の健康診断等の結果を含む個人データの漏えい等)</li><li>② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態(例:ECサイトからのクレジットカード番号を含む個人データの漏えい、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組合せを含む個人データの漏えい等)</li><li>③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(例:不正アクセスによる個人データの漏えい、ランサムウェア等により個人データが暗号化され復元できなくなった場合、個人データが記載または記録された書類・媒体等が盗難された場合等)</li><li>④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態(なお、「個人データに係る本人の数」については、事態が発覚した当初1,000人以下であっても、その後1,000人を超えた場合には、1,000人を超えた時点でこれに該当。また、本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大1,000人を超える場合には、これに該当)</li></ol> |
|--|

そして、この場合、事業者は個人情報保護委員会に?概要(発生日、発覚日、発生事案、発見者、上述の①~④のいずれの場合に該当するか、委託元および委託先の有無、事実経過等)、①漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目、②漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データに係る本人の数、③原因、④二次被害またはそのおそれの有無およびその内容、⑤本人への対応の実施状況、⑥公表の実施状況、⑦再発防止のための措置(実施済みの措置と今後実施予定の措置に分ける)、⑧その他参考となる事項を報告するとともに、上述のうち、②・③・④・⑤・⑥に関して情報主体たる本人に通知をしなければなりません。

これまで個人情報取扱規程において、漏えい等が生じた場合の原因や影響の調査や再発防止策の実施等について定めている例があったと思いますが、今回の改正によって一定の漏えい等の事案に関しては、法令上の報告・通知義務が事業者課されることとなりましたので、事業者においては、その点について規定を新設または改定する必要がありますし、これに対応するための体制をあらかじめ整備し、その旨を規定中にも記載しておく必要があります。

《実務チェックポイント3》保有個人データに関する公表事項および本人からの開示

## 等請求事項の拡充

また、保有個人データに関する公表事項や開示等請求事項が拡充されています。

具体的には、公表事項に関し、事業者の住所・代表者が追加されました（法32条1項1号）。

また、開示等請求については、短期保存データが新たに対象となり、開示方法の指示が可能となったほか、第三者提供記録が開示請求の対象として拡充され（法33条5項）、さらに利用停止・消去・第三者提供停止の請求が認められる場合に、これまでの利用停止・消去に関する目的外利用および不正取得、第三者提供停止に関する第三者提供規制違反のほか、不適正利用（利用停止・消去のみ）や保有個人データを利用する必要がなくなった場合、本人の権利や正当な利益が害されるおそれがある場合（法26条所定の漏えい等が生じた場合など）が追加されることになりました（法35条）。保有個人データに関しては、所定の事項の公表や本人からの開示等請求に関する規定が設けられ、窓口の設置・運用が行われてきていると思われませんが、今回の改正事項に対応する形で規定を見直すとともに、実務に当たる窓口担当者に必要な教育を行う必要があります。

### 《実務チェックポイント4》「仮名加工情報」の創設

このほか、パーソナルデータの利活用の観点から、「匿名加工情報」に加え、今回の改正で導入された概念として「仮名加工情報」があります。

これは、①個人情報に含まれる記述等の一部を削除し、もしくは個人識別符号の全部を削除する等の措置を施すなどの措置をし、②他の情報と照合しない限り特定個人を識別できない状態に加工した、③「個人に関する情報」のことを指します。

ところで、事業者が自分の持つデータベース内の個人情報を上述の要件に従って加工し、データベースに保管するとした場合、このデータベースを「仮名加工情報データベース等」といいますが、その中に入っている「仮名加工情報」は「他の情報と照合」すれば個人を特定できるので、後述する削除情報等を当該事業者において実際に削除しない限りは個人情報でもある、ということになります。

以下に述べるのは、基本的にこの「仮名加工情報データベース等」に入っている個人情報である「仮名加工情報」に関する規律ですが、事業者はこの規制に従い当該情報を取り扱う義務を負担することになります。一方で、この「仮名加工情報」に関しては、この規制を除けば、利用目的変更の規制、漏えい等報告義務、保有個人データに関する公表等や開示等に関する規律の適用はありません。

「匿名加工情報」との違いは、どの程度「特定個人を識別できない」状態を

確保しているか、それを「復元することができない」状態にしているか否か、の違いです。

仮名加工情報に関する規制の基本構造をごく簡単に整理すると、以下の通りとなります。

- ① 「個人情報」から「仮名加工情報」を加工するにあたっては一定の加工基準に則って行われなければならない（法41条1項）。
- ② 実際の「仮名加工情報」を加工するにあたり、削除した記述・個人識別符号や加工方法に関する情報（「削除情報等」）を適切に管理しなければならない（安全管理措置、法41条2項）。
- ③ 「仮名加工情報」はその利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で使用しなければならない（法41条3項・4項）。
- ④ 「仮名加工情報」である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努めなければならない（法41条5項）。
- ⑤ 「仮名加工情報」である個人データは、法令に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない（法41条6項）。
- ⑥ 「仮名加工情報」を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために照合してはならない（識別行為の禁止、法41条7項）。
- ⑦ 「仮名加工情報」を取り扱うにあたり、電話、郵便もしくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信または住居訪問のために「仮名加工情報」に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない（法41条8項）。
- ⑧ 「仮名加工情報」の取扱いにあたっては、そのことに関する苦情処理の体制を整備しなければならない（法42条3項）。

以上を踏まえ、「匿名加工情報」の場合と同様、規程類の整備や削除情報等を取り扱う者の権限・責任の明確化については、特別にこれだけのために別途の対応をするというよりは、個人情報に関する安全管理措置としての規程整備を行う中で併せて検討していくこととなります。各種公表事項に関しても同様で、個人情報に関するそれと併せ、その公表のあり方について検討していくことになるものと思われます。

#### 《実務チェックポイント5》 オプトアウトの通知・公表・届出事項

その他、オプトアウトの場合の通知・公表・届出事項が追加される（提供に関わる事業者が法人の場合の代表者名・第三者に提供される個人データの取得方法等）などの改正もなされていますので、関係のある事業者においては適宜確認のうえで対応を検討すべきでしょう。

【著者プロフィール】 鈴木 雅人（すずき まさと）

弁護士・ニューヨーク州弁護士。平成12年弁護士登録、三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所。平成21年より同事務所パートナーに就任。商社・金融機関・メーカーを中心に、企業からの各種法律相談・訴訟事件を

手がけている。